

わたしの提言

○投稿内容：固定資産税の減税について

別荘地の固定資産税が、他県と比べて高いので下げてください。

(2025年8月)

○回答

固定資産税は、国が定める「固定資産税評価基準」を基に評価額を算定して決定しています。基準では、土地であれば地積や形状等、家屋であれば床面積、構造、材料等により評価額が変わりますので、同じように見える固定資産でも評価額が異なる場合があります。

本市の固定資産税は上記基準に基づき算定されておりますので、減税することはできない状況です。

所有されている固定資産のことでご不明な点がある際は、税務課資産税係までお問い合わせください。

(企画総務部 税務課)

事業評価区分：D（実施・改善は難しい）